第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会議事録

	亚比 90 年度第 1 同即直主成率쏐加理类数禾乳重类耂滉宁禾昌合
会議の名称	平成 28 年度第 1 回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会
開催日時	平成28年7月28日(木) 午後1時から3時まで
開催場所	門真市役所本館4階 第8会議室
出席者	委員長 浦邊 真郎 副委員長 宮田 秀明 委員 安田 浩章 委員 市原 昌亮 委員 重光 千代美 委員 内田 勇 【欠席】委員 花嶋 温子 【出席人数 6人/全7人中】 事務局 市民生活部 次長 小野 環境政策課 課長 橋川 環境政策課 課長補佐 上田 環境政策課 出席主査 渡邉 環境政策課 係員 和田 クリーンセンター業務課 課長 西口 クリーンセンター業務課 課長 西口
議 題 (内 容)	1、委員紹介 2、委員長、副委員長の選出について 3、委員会の公開・非公開について 4、要求水準書について 5、入札実施方針(案)、共同企業体取扱要領(案)について 6、実施要領(案)について 7、評価基準(案)について 8、その他
傍 聴 定 員	- (非公開のため)
担当部署	(担当課名) 市民生活部 環境政策課
(事務局)	(電 話) 06-6909-4129 (直通)
(7 30 /6)/	(FL HI) 00 0000 1180 (FLAU)

上田(事務局)

それでは、只今より平成28年度第1回門真市廃棄物処理業 務委託事業者選定委員会を始めさせていただきます。

本日進行を務めさせていただきます環境政策課の上田でご ざいます。

本委員会は、廃棄物処理業務委託事業者の選定にあたり、 適正な業務執行体制の確保と地域社会への貢献を通じ、住民 サービスの向上を図るため、総合評価一般競争入札による選 定を行うものです。

第1回の本日は、要求水準書、実施要領、共同企業体取扱 要領、評価基準についてご議論いただき、第2回では、事業 者選定を行っていただく予定です。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

次第に記載しておりますとおり、資料 $1\sim$ 資料9までお揃いでしょうか。

不備がございましたら事務局までお知らせください。

それでは、さっそく議事進行に移らせていただきます。 まず案件1の委員紹介です。資料1、選定委員会委員名 簿の記載順にお名前のご紹介させていただきます。

まず、学識経験者として、大阪工業大学客員教授工学博士 浦邊 真郎先生です。

続きまして、学識経験者として、摂南大学名誉教授農学博士 宮田 秀明先生です。

続きまして、大阪産業大学の花嶋 温子先生につきまして は、本日急用のため欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、弁護士として、さくら法律事務所より安田 浩 章先生です。

続きまして、本市の職員といたしまして、総合政策課部長 市原 昌亮です。

続きまして、総務部長 重光 千代美です。 続きまして、市民生活部長 内田 勇です。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。 市民生活部次長 小野でございます。 環境政策課長 橋川でございます。

クリーンセンター業務課長 西口でございます。

クリーンセンター業務課 船越でございます。

環境政策課 渡邉でございます。

環境政策課 和田でございます。

本日、進行を務めさせていただきます、環境政策課 上田 でございます。

続きまして、案件2の委員長・副委員長の選出に移ります。 資料2、門真市附属機関に関する条例施行規則をご覧く ださい。

施行規則第4条におきまして委員の互選により定めるとしております。委員よりご意見等ございますでしょうか。

A委員

浦邊委員は前回の廃棄物処理業務委託事業者選定委員会の委員長を、宮田委員は副委員長を務められたと聞いております。今回も学識経験者のお二人に先導していただきたいという思いから、委員長は浦邊委員、副委員長は宮田委員にお願いできないかと思います。

上田(事務局)

委員長に浦邊委員、副委員長に宮田委員の推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

上田(事務局)

ご異議が無いようでございますので、委員長は浦邊委員、 副委員長は宮田委員にお願いし委員長席、副委員長席へご移 動をお願いします。

委員長よりご挨拶をお願いいたします。

委員長

委員長にご指名いただい浦邊でございます。

この、廃棄物処理業務委託事業者選定委員会については、 焼却、リサイクル処理業務、収集と何回かさせていただいて おりまして、今回も平成28年、収集の業務委託について、開 催されるということですので、我々もいろいろな委員会の経 験を活かし、良い委員会ができるのではないかと考えており ます。皆様のご協力により、業務が達成できますようよろし くお願いいたします。 上田(事務局)

ありがとうございます。それでは、今後の議事進行は委員 長にお願いいたします。

委員長

それでは、会議次第にのっとって進めたいと思います。 次の案件3の会議の公開・非公開についてです。 事務局より説明願います。

上田(事務局)

資料3、審議会等の会議の公開に関する指針をご覧ください。

指針第4条に「会議の公開・非公開の決定は、審議会等の 長が当該会議に諮って行う。」としております。

会議の透明性・公平性を確保するため、会議は原則公開するものとされておりますが、事務事業の公正かつ適正な執行を妨げられると認められる場合は非公開とすることができます。

なお、非公開と決定された場合におきましても、指針第8条第2項第1号に該当するため、会議終了後2週間を目途に 議事の要旨を作成、公表し、すべての審議事項が終了後、会 議録は公開しなければならないとされております。以上です。 会議の公開・非公開につきましてご議論くださいますよう

委員長

皆さん、ご意見ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

お願いいたします。

委員長

それでは、会議は非公開とし、2週間以内に議事録の要旨 を作成、公開し、すべての審議事項が終了後、会議録を公開 するものと決します。

手続や議事録作成等は事務局で対応をよろしくお願いします。

続いて、案件4の要求水準書について、事務局より説明を お願いします。

上田(事務局)

それでは、資料4、「要求水準書」について、クリーンセンター業務課より説明をいたします。

船越(事務局)

それでは、「要求水準書」についてご説明いたします。 第1条、目的、一般廃棄物を適正に処理するため、門真市 一般廃棄物処理計画に基づき、家庭系の一般廃棄物等を収 集・運搬することを目的とする。

第2条、適用範囲、本要求水準書は、発注者が受注者に委託する業務に適用する。受注者は、業務履行に際し、本要求水準書並びに関係する法令を遵守しなければならない。

- 1、委託名 一般ごみ等収集業務委託(9)
- 2、業務場所 門真市内の発注者の指定する区域
- 3、委託期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

第3条、現場代理人等では、安全管理責任者を定め、別紙 様式により届け出るものとなっています。

第4条、業務の概要は、

1、業務日を、2、業務時間は、委託車輌3台の内2台については、概ね午前9時から午後4時30分までとする。残りの1台については、概ね午前9時から午後5時30分までとし、収集漏れや積み残し等があったときは、責任を持って対処する。など記載しています。

第5条では、収集計画として、祝日を含む毎週月曜日、火曜日、木曜日、金曜日は、普通ごみの収集を、毎月第1から第4水曜日は、ペットボトルごみを収集する等記載しています。

第6条では、収集の研修等といたしまして、業務の開始日から直ちに適正な業務を遂行できるように研修等を受けなければならない。また、収集コース図に基づき、収集コースを熟知しておかなければならない。その費用は受注者の負担とする。など記載しています。

第7条、契約・支払等では、委託料の支払は、毎月払いと する。としています。

第8条では、業務内容等を記載しています。

第9条では、事務所・収集駐車場として、事務所及び収集 駐車場は、センターを中心とする半径5キロ以内に事務所及 び稼動車輌の駐車場を確保しなければならない。と記載しています。

第10条には、提出書類等を記載しています。

第 11 条では、稼動車輌等について、自賠責保険や任意保険 の加入など日常の整備や清掃等について記載しています。

第12条では、収集日の変更等といたしまして、年末年始等の繁忙期・自然災害時の措置等について、記載しています。

第13条、収集コース等について記載しています。

第14条では、収集方法等で、排出された収集対象物を確実 に収集し、その周辺の清潔保持に努める。などを記載してい ます。

第15条の計量では、収集したごみをセンター又は、指定する搬入場所内のトラックスケールで計量する。など記載しています。

第16条では、月間完了検査としまして、収集業務日報による検査。月間委託完了による検査等を行なうことを記載しています。

第17条では、受注者の責務といたしまして、業務遂行に当り関係法令等を遵守し業務を履行する。など記載しています。第18条は、安全衛生管理といたしまして、関連法令を遵守し、委託業務の安全衛生管理に努める旨等を記載しています。第19条では、その他といたしまして、本業務委託を第三者に再委託してはならない。ことを記載しています。

第20条、最後に、疑義には、要求水準書に疑義を生じた場合には、協議のうえ解決する。などを記載しています。 以上です。

上田(事務局)

説明は以上です。

委員長

ありがとうございます。今の「要求水準書」の説明について、質問やご意見はありますか。

B委員

2ページの第5条の2のところで、毎月第1から第4水曜 日は、ペットボトルごみを収集するとなっていますが、ペットボトルだけですか。それ以外のごみの収集はないのですか。

船越(事務局)	はい。無いです。
B委員	1ページの第4条にある委託車両というのは、業者の所有 ですか。
船越(事務局)	はい、そうです。
B委員	稼働車両、収集車の火災対策は、消火器ですか。
船越(事務局)	はい。消火器で初動の対処を行い、消防署に連絡をします。
委員長	門真市では、事業系一般廃棄物を収集するのは許可業者であり、その業者には確かGPSを貸与していたのでしたか。
船越(事務局)	はい。許可業者ではなく、委託業者と直営にGPSをつけてまいりました、今後は、予算の関係もあり、装着しません。
委員長	では、収集する指定のコースは、GPSではないけれども、 地図か何かで指定するのですか。
船越(事務局)	はい。GPSを搭載した車両を使用して地図を既に作成し おり、その地図に基づいて収集コースを指定しております。
C委員	要求水準書の第4条、業務の概要の3号に「その他、発注者が定める業務日」とは具体的にどういう意味あいですか。
船越(事務局)	はい。その他、発注者が定める業務日については、年末年 始の例で言いますと、31日まで仕事がしたいが、30日で、収 集業務が終わってしまうという場合は、受注者に連絡を取り、 業務日を変更します。
西口(事務局)	年末年始に限らず、災害時等緊急時につきましては、土曜・ 日曜の休みを業務日とするということです。
C委員	この書き方では、何を言わんとしているのか分かりにくい と思います。

委員長

1業務日、2業務時間、3その他とあって、3の部分が意味が通らないということですか。

C委員

そうです。

A委員

1と2には、それぞれただし書きがありますが、2のその他には、ただし書きがない。そのためですかね。

船越(事務局)

当初、ただし書きの必要が無いものとしておりましたが、 この件につきましては再検討させていただきたいと思いま す。

小野(事務局)

想定できるものをただし書きで書かせていただいておりますが、ただし書きで書かせていただいているもの以外に、何か発生した場合は、この条項を以て、読んで業務にあたっていただくという意味でこの条項を置いておりますので、このただし書き以外にも想定できるものが本当に無いのかどうか検討させていただいて、何も無ければこのまま残させていただきます。

C委員

残すなら残すで、分かりやすい表現にしたほうがいいと思います。

他にあるなら、具体的に書いた方がいいと思います。

D委員

(2)で時間についてのただし書きがありますが、日のただし書きが年末年始にだけ述べてまして、例えば5月のゴールデンウイークについても書かれていませんので、それを仮に(3)として直すのも結構ですし、(1)を年末年始等と「等」を入れることによって、(3)のその他を消してしまえるのかなと思います。

委員長

では、ここの書き方については誤解のないような表現を検 討していただくようお願いします。

A委員

保険の関係のことになりますが、11条の(2)で、受注者が自

賠責保険と任意保険に入らないといけないというのは分かりましたが、交通事故以外で、何か第3者に対する被害への保険への加入は要求しないのですか。火災・爆発などのケースですね。

B委員

収集中、パッカー車から缶が飛んで、たまたま当たったというような事故ですね。

自動車の傷害保険の対象になりますか。

A委員

車の保険では対応できませんね。

委員長

労災ではそこまで保障できないでしょうね。

労災以外に、収集作業中の「積込み」は絶対作業員がやる ことになっていますが、市民の方が「積込み」をやった場合 の事故は、労災にはならないでしょうか。

B委員

一般の市民の方は労災にはならないですね。

C委員

「積込み」は市民の方には絶対にさせない、という事になっていますので。

船越(事務局)

そういう事故は無いように配慮して、今まで事故はございませんでした。

以前に車両火災が起きまして、車からごみを取り出して消火活動を行った時に、燃えたごみによりアスファルトが溶けた時に、市の傷害保険を使ったということがあります。それが業者の方にも適用できるかどうかということも含めて確認させていただきます。

B委員

14条の収集方法等についてですが、収集時にパッカー車の 回転盤を閉めずに次の収集場所へ行くと、悪臭をまき散らす ことになります。現場の悪臭を極力防止するようなことを書 く方がいいと思います。

船越(事務局)

収集が終わった後は、閉めてから次へ移動しなさいという 指導は行っています。 委員長

悪臭を飛散させないような事を入れていただいた方がいい と思います。

C委員

一般家庭から排出されたごみのことで、指定の集積場所とは。

船越(事務局)

集積場所を地図に点で示したものを業者に渡しています。

C委員

それは、市の指定する集積場所で、各家庭から出るごみは 家の前に出している場合は。

船越(事務局)

現在決まっている集積場所以外に「新たに引っ越してこられた時、ごみを取りに来てくれ」という連絡がない以上、勝手に家の前などに出されても収集しないことになっています。

B委員

各家庭の前が集積場所ということはないのですか。

西口(事務局)

あります。各家の前が集積場所となっている場合は、そこ から収集します。

委員長

はい。では、時間もございますので。よろしいでしょうか

今回で、何回目になりますか。

船越(事務局)

今回の委託で9回目です。

委員長

今までの蓄積があってこのような形になってきております。

さらに今回の意見等について事務局の方で、検討をしてい ただきたいと思います。

それでは、続きまして資料5の入札実施方針案、共同企業 体取扱要領(案)について、事務局より説明をお願いします。

上田(事務局)

資料 5、平成28年度実施総合評価一般競争入札実施方針案

をご覧ください。

前回より大幅な変更をしております参加資格についてご説明いたします。

今回の総合評価一般競争入札につきましては、過去8回の 入札を経て、現在、5者が事業実施しており、事業者の育成 が一定図れたことから、参加資格の再検討を行っております。 変更点は大きく4点でございます。

1点目は、市外業者が参加可能でしたが、本市において収集業務実績がある市内事業者及び門真市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者に限定し、本市において単独で収集業務実績がある市外事業者は、共同企業体として市内事業者と組んだ場合に参加可能としております。

2点目は、受託数について制限がありませんでしたが、同 事業者による独占・寡占を防ぐため、共同企業体による契約 も含め2契約までとしております。

3点目は、共同企業体の構成数について、最大7者に変更 しております。

また、出資割合も代表企業は1/2以上とし、代表企業の責任を明確にしております。

4点目は、共同企業体の代表企業となる要件を新たに定めております。

代表企業は、本市において収集業務実績のある市内事業 者または門真市一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業許可業者、市 内事業者を構成企業とする場合に限り、本市において単独で 本業務の受託実績がある市外事業者としております。

参考として、共同企業体の構成パターンをご覧ください。 本市で収集実績のある市内事業者及び許可業者が代表企業 となる場合は、市内・市外事業者ともに構成企業にすること が可能ですが、本市で収集実績がある市外事業者は市内事業

また、資料6、門真市市民生活部一般ごみ等収集業務委託 共同企業体取扱要領(案)に共同企業体について同様の記載 をしておりますので、併せてご確認ください。

参加資格についての説明は以上です。

者を構成企業とする場合に限ります。

委員長

参加資格について、ご意見等ございますか。

B委員

変更案の3段目のところになりますが、最大10者で共同企業体を構成できる。というところで、代表企業が市外の場合でも共同企業体の構成員に1つでも市内に業者があれば、市外の業者が代表企業になれると解釈してもよろしいか。

橋川(事務局)

共同企業体に関しましては、代表企業に市内事業者をおいていただくパターンが1つ。

市外企業で単独で実績をあげている企業が頭、代表になる場合については、必ず市内企業をメンバーに持ってくるという2つのパターンがあります。

C委員

今回から、共同企業体が何社であっても、市内企業でなければ新たには代表になれないということですか。

橋川(事務局)

はい。

A委員

参考として、構成パターンが書いてあるところのAパターンの下の段に、市内企業52者、市外企業1,111者となっていますが、これはそれぞれ許可を持っておられる企業の数ですか。

橋川(事務局)

門真市に入札参加資格の申請をしていただいているうちの 委託を受けることができる業者数です。

委員長

市内5者のうち、複数の2契約している業者はいるのですか。

橋川(事務局)

現状で2契約している業者はありません。今回の分を、既 に受託しているところがとれば、そこで2契約ということに なります。

委員長

市内業者を優先して、市外業者も参加できるというやり方は他市でもやっているので、問題はないと思います。

橋川(事務局)

本市におきましても、他の契約におきましても、市内業者 を優先するという考え方もございますし、プラスαとしまし て現在、市外の業者で実績のあるところもとっていただけます。

委員長

「我々は排除されている」という苦情がくるようなことにないと思いますがね。

A委員 変更のタイミングがなぜ今回なのでしょうね。

橋川(事務局) 収集は委託と直営で回っておりますのが、特に、業者数で 考えまして、委託が半分まで進み、事業者の育成が図れてき

たというところ、2契約までということも考えると。

C委員 委託数は、変更点のところで、「2契約までとする」となっていますが、これについての参考資料が「資料6」の取扱

要領に記載するのですか。

橋川(事務局) 「共同企業体」に関することが書かれているのが資料6でして、2契約までのことについては、「2契約までとする」

となりますと、実施要領に明記する予定です。

B委員 2契約の場合ですね、共同企業体というのであれば、親企

業が変わるなど様々な組み合わせが考えられますが、そのようなケースは、同じ共同企業体とみなすのですか。別の共同

企業体とみなすのですか。

橋川(事務局) 2契約の場合、共同企業体での参加でも同様にカウントし

ます。企業が単独で取った場合に、次に共同企業体でも取っ

たときは、2契約目と考えます。

B委員 代表企業としてなっておればどうなりますか。

橋川(事務局) 構成企業として入っておればカウントします。

委員長 資料6の取扱要領は(案)となっていますが、今回で決定と

なれば、今回の要領として公開用となるのですね。

橋川(事務局)

はい。公開用となります。概ね5条と6条のところで、前 回の案と変更がありますのでご確認いただきたいと考えてお ります。

D委員

この資料6というのは共同企業体に関わる取扱要領であって、2契約までとするとか、共同企業体の参加を含みますという資料は別に無いのですか。

橋川(事務局)

今回以降2契約までとなりますと、そのことに関しては実施要領に記載予定です。実施の方針として、お示しさせていただいておりますので、ご決定いただいてから具体の記載を行う予定です。

委員長

実施方針というのは、現段階での案として示しているものですね。

橋川(事務局)

はい。実施方針というのは、現段階での考え方の案という ことです。

先程ご検討いただきました要求水準書、次に説明させていただく、実施要領、それから共同企業体要領を公表するものでして、実施方針という書類はございません。

委員長

書類として示すものはないので、今回はこういう考え方で 2契約までとしていくということですね。

C委員

その辺のところは、今回としては、該当するところが無いので、あえて2契約目というのは、また次があるということを考えると、何もこちらが示さなくてよいのではないか。

「だめです。もう次はないです。」ということを前もって、 了承・選択という形で示さないでもいいのではないか。

橋川(事務局)

今回、受けられると2契約目となると、次は参加できないという可能性があるということです。

C委員

じゃあ、せめて実施要領には前もって記載しておこうとい う意味だけですね。

橋川(事務局)

現在、2契約目とする予定です、というような表現を実施 要領に入れる方向で検討した方がいいのか。あくまで予定で すという記載となりますが。

委員長

予定ですが。実施要領に入れられるか調整したほうが良いかもしれませんね。

B委員

さかのぼって申し訳ないのですが、先程の要求水準書の中で、何人乗るとか、運転と作業員が何人構成でするということが、書いてないように思います。

船越(事務局)

はい。要求水準書の10条の(1)のところで、収集車両には、 運転手及び作業員2名が乗務し、収集業務に従事すること、 となっています。

B委員

10条、ああ、これですね。

委員長

一応、この考え方で資料5と資料6についてはこれでいい と思います。

続きまして、案件6実施要領(案)について、事務局より説明をお願いします。

上田(事務局)

それでは、お手元の資料7、実施要領(案)の1ページをご 覧ください。

1目的で、総合評価一般競争入札を行うことにより、住 民サービスのさらなる向上を図ることを目的としておりま す。

2業務委託の概要につきましては、記載のとおりです。

3スケジュールにつきましては、記載のとおり行い、11月 中旬にプレゼンテーション審査、11月下旬には結果通知を 予定しております。

続きまして2ページをご覧ください。

4参加資格等では(1)から(8)の参加資格要件を定めております。

(8)につきましては、今回は本市で収集実績がある事業者に

限定いたしましたので、過去5年間に一般ごみ等収集委託業務受託実績がある本市に本社を置く事業者、門真市一般廃棄物収集運搬業許可業者又は門真市市民生活部一般ごみ等収集業務委託共同企業体取扱要領に基づき、結成された共同企業体であること。としております。

続いて、3ページの5費用負担は記載のとおりです。

6総合評価の方法につきましては、後ほど案件7でご説明 させていただきます。

7選定方法につきましては、総合評価一般競争入札による 選定を行い、1者以下の応募の場合は入札手続きが中止とな る旨を記載しております。

8入札参加資格の申請につきましては、申請に必要な提出書類、質問の受付等について記載しております。

5ページの9入札参加資格確認結果通知書の交付は記載の とおりです。

10提案書等関係書類の提出は記載のとおりです。

7ページの11提案書の課題提示と作成上の注意では、履行 義務が生じること、先入観を排除し公平に審査するため、提 案書に社名やロゴマークの使用を禁止しております。

12入札書の開札、13入札保証金までは記載のとおりです。

8ページの14プレゼンテーションの実施と注意につきましては、プレゼンテーションでの発言内容について履行義務が 生じることなどを記載しております。

15結果の通知及び公表以降は記載のとおりです。

実施要領(案)の説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

今の要求水準書、実施要領、参加資格等について何かご意 見等ございますか。

2契約までとすることについて、どうするこということも ございますが。

A委員

今の受託者は、いずれも1契約ですから、今回で、2契約となる者はいますが、全員が2契約にはならないですよね。

橋川(事務局)

はい。1者が2契約目になることはあっても、3契約にな

ることはないですね。

委員長

2契約とったところには、「あなたは、2契約目なので、 来年はもう入札資格は無いですよ」ということを、前もって 言ってあげたほうがいいですよ、ということですね。

来年度に市の委託予定のほうが「おいしそうだ」と思えば 今回は見送るという選択もできると。

次回以降のこととして、知らせておいてあげたほうが良い よということですな。

橋川(事務局)

台数の関係、2台と3台がありまして、そのような考えも あるかもしれません。

B委員

参加資格としては、現実として、今現在、2契約のところがないから、次回以降のことについて、参加できませんということですから知らせておいてあげたほうが良いよという。

委員長

同時期に3契約は無理という意味ですね。

B委員

申請時に既に2契約あるから分かるんですね。次3契約になると。

委員長

今回、応募しようと考える業者が、現在どこが契約をとっているとか、だいたいご存じなんでしょ。

橋川(事務局)

どこが契約をとっているかは、分かっておられると思います。公表もしておりますので。

委員長

どこが契約をとっているということが、どこかに書いてあれば、今回は「関係ないです。」というようなことは別に言わなくても、応募してくる業者は「では、次の時を狙おうか。」とか「今回はいける。」とか判断できるのではないですか。

今回、来年から契約が切れるところは無いのですね。

これから、応募する者に、これが取れたら、次に同時に3契約は無理ですよという必要があるのかどうか。

橋川(事務局)

今、ちょうど共同企業体7者でやっているところが、切れます。

委員長

そこは絶対、出されますね。

B委員

今回の契約時に2契約となるので、あなたは次回は取れませんよと言ってあげるということですね。

委員長

次回に、同時に3契約は無いとすれば、但し書きで、書いておけば、「これはどういう意味か」と応募者に聞かれたら、次回以降に制約がかかるということを言ってもらうとか。

小野(事務局)

今回は、(9)の委託の実施要領ということですので、この「2契約まで」ということが、(10)以降に影響を及ぼすことについて、「これはあくまで、(9)の時書いていた表現であって、(10)にまで影響を及ぼすことは無いのではないか」と言われることも考えられますので、表現方法につきましては、尚書き、但し書き、又は項目立てにするとかを含めまして、今回の実施要領なんですけども、次回以降にも影響を及ぼすような表現で検討したいと思います。

B委員

3ページのところですね。総合評価の方法というとこですね、前回にも問題になったのですが、点数を書くこと、220点の割合を明らかにする事がどうか。入札価格の割合がいくらになっているかということが、提案書を作る段階でヒントを与えることにならないかと思います。

提案が良い場合、入札価格は高くてもいいのではないかとなります。総合点は何点であって、ただしその内訳についてはわからないというのが良いと、9割が価格であれば、提案が良くても価格を低くしなければ、となります。点数を入れるのはどうかという気がします。価格に最善を尽くしてもらうということです。価格に最善を尽くさなくても通るというのは門真市にとっても良くないと思います。

委員長

資料8の評価基準というのは表に出ないのですか。 前回は、各項目の合計点と総合計は公表して、採点基準点 は何点というのは公表しないですね。

橋川(事務局)

前回の結論で言いますと、この①が何点、②が何点、価格 点が何点、プレゼンテーションが何点というのと、合計点は 何点というところまでで、中の細かい評価基準は何点配点は 出しておりません。

委員長

では、我々の資料として細かい点数が表示されているということですね。各項目の合計点だけが実施要領に書かれてありますね。

B委員

要は220点の中で、何が何十%で、というのは評価として 他のところでも評価が取れればいいのですが、大きいところ は、絶対にここは取るとなります。

この割合が分からなければ、全体として内訳が分からなければ、この中項目で評価をしますとして。

この220点も出す必要があるのかどうかと思います。

「総合評価基準に基づいて、行います。」という形でいって、 「競り合ったところは、入札価格次第で決めます。」という ような形ですね。

価格だけではダメ、技術的なこともということで、そうすると、価格は3割だと、他が7割といった時に、技術力もあるし、価格もまぁまぁだということになれば、こういうことが分かるようなヒントを事前に出さないというのがいいのではないか。

こういう評価基準にしたがって決めますとするだけでいいのではないか。

価格点70点というのは以外と低そうに思えますが、ここは 満点があるので、結構大きい。他のところは、満点を取ろう と思えば全部A評価を取らなければならない。これはなかな か無いので。B評価としても8割がたぐらいのところですね。

委員長

今の価格評価は、予定価格でなく最低の分からどれだけ離れているというもので。

価格点の70点というのはこの評価の中で大きいように思いますが、価格点は満点ということがありますし。ただ、220

点のうち残り150点の8割取れたら120点ですし。

B委員

価格点が低いと(最低入札者と)500万円でも1,000万円でも高くても通るのではないかというヒントを与えているような気がしますね。

B委員

A・B・C・Dの内訳はわからない、価格点にしても70掛ける、というような式が分からないと、プレゼンテーションも、こうだったらA評価になるというような基準がないというのが、いいものになるのではないかと思います。

委員長

そしたら、別添の評価基準として、資料8は後で出てくる という事ですので、その時にまた議論をお願いします。

それでは、案件7一般ごみ等収集業務委託評価基準(案)について、事務局より説明をお願いします。

上田(事務局)

それでは、資料8、総合評価基準(案)、資料9、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律施行令第4条(抜粋)をご覧くだ さい。

廃棄物処理を委託する場合においては、施行令第4条に基 準が規定されており、

- ① 業務遂行に足る施設、人員
- ② 財政的基礎
- ③ 業務経験を有する者
- ④ 受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること 等が定められており、これを踏まえまして、①企業の総合力、 社会的価値評価及び現場代理人の実務経験を判断するため、 資本金、事業経歴、従業員数、環境マネジメントシステム認 証状況、障がい者雇用率、現場代理人の実務経験を評価項目 として30点満点としております。

また、②提案の内容としまして、技術的・社会的価値評価を行うため、

- ① 作業体制確立への取組
- ② 業務改善の取組
- ③ リスク管理への取組
- ④ 地域経済への貢献

- ⑤ 安全衛生に関する取組
- ⑥ 従業員育成への取組

について、90点満点で評価することとしております。

③価格点につきましては、受託料が受託業務を遂行するに 足りる額であることとされている主旨を踏まえ、単なる価格 競争を避け、住民サービスの向上に向けた新たな提案を期待 するため、総合評価一般競争入札方式を取り入れていること から、70点満点に引き下げております。

また、④プレゼンテーションの内容につきましては、30 点満点としております。

すでに実績がある事業者からの提案ですので、

- 1. 環境保全に関する取組
- 2. 収集活動中における収集区域への貢献及び市政への貢献
- 3. 緊急時及び災害発生時における人材確保と対応について

の3点といたしました。

以上のことから、前回は240点満点であったものを、今回は220点満点としております。評価基準(案)の説明は以上です。 ありがとうございました。

委員長

何かご意見はございますか。

D委員

評価基準の④プレゼンテーション内容のところが、黒塗り になっているのは何か意味があるのですか。

上田(事務局)

はい。特に意味はございません。

B委員

企業のところですね、環境マネジメントシステムの認証状況のところで、取得しているか、取得していないかとなっているのですが、様式の方の申請中であるとか、証明書類であるとかというのが、評価基準のところには無いのですが。

橋川(事務局)

はい。それは様式の方が間違えておりまして、考え方といたしまして、以前に申請したとか申請中であるというのではなく、取得したか、していないかとしております。様式の方

を改めます。正しくは評価基準の方です。

委員長

前回、0点の項目があったら失格だったかと思いますが、 今回は0点があっても失格ではないのですか。

橋川(事務局)

はい。失格ではありません。全ての項目を評価します。

委員長

予定価格から安くして、一番安いところは満点、それ以外のところは9割にして、最低のところと1割でも差をつけたら。たとえば、5%ぐらいで、1,000万円差がついても、価格点が少し低いくらいで。

予定価格を上回る入札は無いのでね。 予定価格を入れると0点になるとかではなく。 いろんなこと(計算式)が考えられますね。

B委員

予定価格と入札価格の差を評価するとか。

橋川(事務局)

前回の時は、総合計点と評価項目の合計点について公表しております。

B委員

前にも申し上げましたが、たとえば計算式を言わない、価格点70点ですね。

できるだけ出しておいた方が無難と思うのはわかりますが。

委員長

今までどうでしたかね。例えば予定価格を出してて、入札 価格は9割、8割で出してきますか。

橋川(事務局)

それで2,000万円ぐらい差がついてしまうということになってしまいますので。

以前、予定価格で入れても、結果としてそこが受託できたという例もあります。

価格評価の式を入れるか合計点だけを公表するか、今回は どうしようかということでございます。

220点中70点だからかまわないと思われるかどうかということはありますので。

B委員

入学試験でもそうですが、高い配点のところは頑張るが、 低い配点の所は手を抜こうというような考え方になるより も、どんな割合で評価されようが、全部に全力を尽くした方 がいいという考え方のほうがいい。

委員長

我々がこうやっても1者しか来ない場合もある。絶対に1者しか来ないと確信した場合に、予定価格の99.5%とかいう価格で端数だけ10,000円位へそくりをして、確実に勝てると思ってるから、そういうのもあることはあるんですけれども。ですから、式は消したほうがいいと思います。

ただ、何の総合評価かわからくなるので、①の資本金、障がい者の雇用率とか、この辺は入れて、あとずっと入れて、価格点も入れて、プレゼンテーションもそこまで入れて、中身は書かないと。

実施要領のところは項目の大項目は入れて、評価基準のと ころは中項目まで入れると。予定価格を入れたら、ヘタした ら0点になるかも知れないと思うし。

企業の経歴も何年だからというのではなく、自動的にランク分けできるようになると。

我々が委員としてやらなければならいのは、プレゼンテーションのところが、提案の内容が悪いのもそうですけれども、一般的に言えば、資本金5,000万円以上で何点とかが、自動的に出るんですね。

橋川(事務局)

①と③は事務局で、申請書類をもとに計算できます。

委員長

②と④は委員会でやった時に、もし1者しか来なくなると どうなるのか。いつも参加者はどの程度ですか。

橋川(事務局)

過去の例でいきますと、5者程度来ていただいております。 前回と同様に、総合計点と合計点の30点、90点、70点、30 点を事前に公開させていただいて、評価項目といたしまして、 大項目と参考に小項目。

それぐらいですかね。細かな評価点数は載せていません。

委員長

それで一生懸命取り組んでいただいてますか。

今まで、プレゼンテーションが良くて逆転するということ は無いのでしょうか。

橋川(事務局)

過去に僅差になった事もあります。

初めて参加ではなく、実績を積んでもらってる所ですので、 ある程度僅差となる可能性はあると思います。

委員長

そうですね。

D委員

合計点の30点、90点、70点、30点満点というのは、抜くことで、全力を尽くすことに繋がりますので、基本的に抜く方向で検討いただきたい。

ただし、前回や門真市の他の総合評価があれば参考にするとかでいいですが。

そういう扱いでいっていただきたい。

委員長

評価基準の点数の公表については、他の(契約の)実施要 領を参考にすることもお願いします。

予定価格は公表で、他の契約で最低価格の公表は。 市によっても、業務の内容によっても違ってきますが。

E委員

委託では公表を行っているものもございます。

D委員

それでは、他の業務も調べていただいて。

実施要領の3ページの6.総合評価の方法のところでも書いている「企業の総合力」ですが、資料8の①の方には、企業(共同企業体の場合は代表企業)の総合力となっています。ここの表現は、今までどうなっていましたか。

本来、実施要領の表現を使うべきと考えますが。

委員長

前回までどうしてましたか。

橋川(事務局)

企業の実績ですが、以前は件数のカウントの仕方がまちま ちで、契約が1万件とか3千件とかなっていまして。

今回は契約の件数を代表企業としてカウントしておりま

す。

今回、実績を積んでいただいているところばかりになりま すので。

委員長

代表企業の件数ということですね。

橋川(事務局)

そうです。

委員長

では、最後に案件、その他について、事務局よりお願いします。

上田(事務局)

本日は、さまざまなご意見・ご指摘を頂戴し、ありがとう ございました。

事務局で文言修正等行わせていただきます。

日程的な問題がありますので、最終の確認、決定につきま しては、委員長に一任としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。

また、次回の日程調整なんですが、メールでお願いさせて いただきたいと思います。

11月中旬を予定させていただいております。

ほぼ一日かかると思いますので、一日ご都合がつく日程で 調整したいと考えております。

ありがとうございました。

委員長

それでは、本日の会議を終了いたします。